

ご利用者の皆様へ

消費税率の改定に伴う配分金、事務費及び材料費の
引き上げについて

ご利用者の皆様には、日頃から格別のお引き立てを賜り、厚く
お礼申し上げます。

さて、ご承知のことと存じますが、消費税法の改正により、令
和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げら
れましたが、このことに伴い、会員が請負った役務の提供の対価
として、当センターから会員に支払われる配分金は、「課税の仕入
れに係る支払の対価の額」に該当するため、消費税増額相当分を
配分金等に転嫁せざるを得ない状況にあります。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和元年10月1日

公益社団法人
流山市シルバー人材センター
会 長 前 田 良 助